

面会規定

1. 目的

入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持および療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも需要であると踏まえ、適切に運用するものとする。

2. 基本方針

- 1) 患者の安静及び治療を最優先とする。
- 2) 感染防止対策を徹底する。

3. 面会可能時間

面会時間は原則 9 時から 20 時までとする。

4. 面会場所

患者の病室内(ベッドサイド)、もしくはラウンジとする。

5. 面会の条件

面会者は以下のことを遵守すること。

- 1) 面会者はマスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生(手指消毒または手洗い)を行う。
- 2) 面会者は発熱や感染症を疑う症状(咳嗽、咽頭痛、下痢等)症状がない。
- 3) 大人数での長時間の面会は控える。

6. 面会の制限

- 1) 患者が流行性の感染症を発症した場合。

7. 規定の周知の方法

本規定は院内掲示、ホームページ等により患者及び家族等に周知を行う。

8. その他

患者の状態に応じて、当該患者の主治医が相当と認める場合は、柔軟に面会の対応を行う。

9. 附則

この規定は、2026 年 6 月 1 日から施行する。

2026 年 5 月 25 日
福井総合病院 院長